

平成 29 年度兵庫県水防計画の主な改正内容について

1 特別警戒水位の位置づけの見直し

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改訂(平成 26 年 9 月)に伴い、県管理河川における特別警戒水位等、用語の定義に係る説明を追記・変更した。

2 重点監視区間の設定

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改訂(平成 26 年 9 月)に伴い、重点監視区間等の項目を追記・変更した。

3 津波警報・注意報等について

近年の津波観測に関する情報発表の詳細化を踏まえ、津波警報・注意報の発表基準、津波情報の留意事項等の内容を追記した。

4 兵庫県と神戸地方気象台間の防災情報の交換に関する協定等の改正

平成 28 年 6 月に、兵庫県と神戸地方気象台間の防災情報の交換に関する協定と、兵庫県と神戸地方気象台間の防災情報の交換に関する細目協定について、旧協定を廃止し、新たに協定を締結したことから、協定書の差し替えを行った。